

第6回オープンデータ官民ラウンドテーブル
議事録

1. 日時

令和3年3月22日（月）16:00～17:50

2. 場所

東京虎ノ門グローバルスクエア 17階 会議室 + オンライン

3. 議事

(1) 開会

(2) 政府の取組および政策課題について

○非上場企業の財務情報のデータ流通

(3) 関係省庁および関係企業からのプレゼンテーション

(4) オープンデータ化に関するディスカッション

(5) 閉会

4. 資料

【資料1】第6回オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について

【資料2】gBizINFOの取組・課題について

【資料3】株式会社ユーザベースからのプレゼン資料

【資料4】freee株式会社からのプレゼン資料

【資料5】国立印刷局からのプレゼン資料

【資料6】法務省からのプレゼン資料

【資料7】J-Startup企業へのアンケート結果について

5. 出席者

【オープンデータワーキンググループ構成員】

武蔵大学 社会学部教授 庄司 昌彦（ファシリテーター）

筑波大学 システム情報系教授 川島 宏一

【民間事業者】

株式会社ユーザベース B2B SaaS Business 執行役員COO 張替 誠司

株式会社ユーザベース B2B SaaS Business, SaaS Corporate Division 渉外担当責任者 伊澤 太郎

freee株式会社 執行役員 社会インフラ企画部長 木村 康宏

【関係府省庁】

経済産業省 商務情報政策局情報プロジェクト室 室長 吉田 泰己
経済産業省 商務情報政策局情報プロジェクト室 係長 弘重 友就
経済産業省 政府CIO補佐官 細川 義洋
国立印刷局 官報部 参事 渋谷 孝之
国立印刷局 官報部 官報主幹 宮田 幸夫
法務省 民事局 参事官 渡辺 諭
中小企業庁 長官官房 企画調整官 西谷 香織

【事務局】

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 政府CIO 三輪 昭尚
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官補佐 門下 康平
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官補佐 大里 尚
内閣官房 政府CIO上席補佐官 平本 健二

○事務局 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

ただいまより第6回「オープンデータ官民ラウンドテーブル」を開催いたします。

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本会議の事務局を務めさせていただきます、内閣官房IT総合戦略室の大里でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日のラウンドテーブルは、我々内閣官房IT総合戦略室と経済産業省との共同開催という形で実施させていただいております。

参加者としましては、簡単な御紹介にはなりますけれども、オープンデータワーキンググループの構成員も務めていただいております、庄司先生と川島先生に御出席いただいております。

また、関係省庁におかれましては、国立印刷局、法務省、中小企業庁が御参加となっております、加えまして、民間企業からは株式会社ユーザベース、freee株式会社の皆様に御参加いただいております。改めまして、皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、本来であれば、内閣官房IT室より田邊参事官が参加する予定でございましたけれども、急遽政務対応となりまして、代理で門下補佐が参加しております。

また、本日のファシリテーターにつきましては、オープンデータワーキンググループ構成員の庄司先生にお引き受けいただいております。

庄司先生、よろしくお願いいたします。

○庄司教授（ファシリテーター） お願いします。

○事務局 本日のラウンドテーブルは、このような状況ですので、本来であれば机を囲んでというところではあるのですが、オンライン開催とさせていただきます。

こちらの会場には、ファシリテーターの庄司先生とIT室の事務局、経済産業省には着席いただいておりますけれども、ほかの皆様におかれましては、オンラインでの御参加としていただいております。

注意事項でございますけれども、本日はオンラインということもございまして、オンラインで御出席いただいている皆様におかれましては、発言時以外は基本的にマイクをオフにしておいていただくようお願いいたします。

また、一般傍聴の方に関しましては、カメラもマイクもオフにしておいていただくようお願いいたします。

では、前置きが長くなりましたけれども、議事に入ります前に、三輪政府CIOより一言頂戴したいと存じます。

それでは、三輪CIO、よろしくお願いいたします。

○三輪政府CIO 政府CIOの三輪でございます。本日は、お忙しい中、皆様にお集まりいた

だきまして、誠にありがとうございます。

政府では、昨年12月に取りまとめられましたデータ戦略一次取りまとめで策定された取組に基づき、行政が保有するデータの公開とその利活用を積極的に推進しているところです。デジタル庁の準備も進んでおりますけれども、オープンデータの重要性には変わりございません。

私がいつも言っていることなのですけれども、2つありまして、一つは、データの利活用は、企業、民間がもっと頑張る必要があると思っております。もう一つは、行政のほうですけれども、オープンデータを出す、ベース・レジストリの整備のほか、やるべき仕事はもちろんあるのですけれども、行政自身ももっとデータを利活用する、そして、EBPMを実施していくことにつなげることを頑張る必要があると思っております。

本日開催のオープンデータ官民ラウンドテーブルにつきましては、平成30年1月に第1回を開催しまして、これまでに合計5回開催しております。各回ともに民間事業者、研究者の皆様などから、行政が保有するデータの公開とその利活用について、大変貴重な御要望をいただき、有識者の皆様のお力添えもいただきながら議論を進めてきたところでございます。

第6回となる本日は「非上場企業の財務情報のデータ流通」をテーマとしまして、御議論いただきたいと思っております。ベース・レジストリ整備の観点としても、大変期待されるテーマでありますし、また、今回は、ラウンドテーブルをより活性化させるために、政策課題を基点とした新しい議論の進め方にもチャレンジしております。データの公開と利活用により、国民の生活がより安全・安心で豊かなものになるよう、今回も活発で前向きな御議論を期待しております。

皆様、本日もどうぞよろしく願いいたします。

○事務局 三輪CIO、ありがとうございました。

続きまして、オンラインの方にはデータでのお渡しになっておりますけれども、お手元の資料1に沿って、まずは事務局より今回のラウンドテーブル開催の趣旨等を御説明させていただきます。

それでは、門下補佐よりお願いいたします。

○門下参事官補佐 IT室の門下でございます。本日、先ほど大里からもありましたとおり、田邊が別件対応のため、私、門下が代理で御説明させていただきます。

オープンデータ官民ラウンドテーブルの目的としましては、データの公開・活用を希望する者と保有する者の直接対話する場としてラウンドテーブルを設けてまいりました。この意図としましては、ニーズに即したオープンデータの取組とかデータの価値向上といったところを目的に行ってまいりました。

先ほど三輪政府CIOからもありましたとおり、開催実績としましては、IT室主催が5回、

加えて経産省が平成31年3月に、また、令和2年2月には警察庁が自主開催という形で7回ほど開催してまいりました。

これまでの開催実績からも、一定程度成果が出てきていると認識しておりますけれども、最下段に赤字でありますとおり、今年度は民間ニーズの吸い上げや多様な民間企業等への情報発信の観点から、このオープンデータ官民ラウンドテーブルを活性化させていく必要があるのではないか、というふうに捉えております。

具体的な内容としましては、スライド3枚目にあるような内容を検討してまいりました。これまでラウンドテーブルを開催してきたのですけれども、第5回では健康・医療等をテーマにして実施してまいりましたが、我々としてもテーマの公募といったところが非常に難しい課題と捉えてまいりました。といいますのも、ある一定期間、政府官邸のホームページに意見を公募するという形で手段を取ってきてまいったのですけれども、実態としては、ニーズに対する意見がなかなか集まりにくいといったことがありました。

これを受けまして、そもそもニーズの収集の在り方として正しいプロセスを取れているのかといったところとか、民間事業者へのアプローチとして正しい手段を取れているのかといったところを課題として考えた場合に、ラウンドテーブルのやり方として、どういうやり方が正しいのかといったところをIT室のほうで検討してまいりました。

今回、第6回の開催としましては、政府の政策課題を起点としてラウンドテーブルを実施してはどうかと考えてまいりました。意図としましては、直接的にデータを公開してくれという要望はなかなか出しにくいのではないかとこのところから、政府の課題はこのような課題がある、その課題に対してこのような解決策があります、その中で、こういったデータの活用性があるのではないかという思考のプロセスからデータの公開といったところに関連づけていけないかといったところを考えております。

先ほど三輪政府CIOからありましたとおり、今回のテーマとしましては「非上場企業の財務情報のデータ流通」と考えさせていただいております、この意義としましては、財務情報に限らずですが、補助金の申請とか各種行政手続において、非常に多くの添付書類とか、類似したデータの項目の記入といったところの煩雑性といったところを課題と捉えて、その辺がいわゆるワンスオンリーとかワンストップといったところで解決できないかと考えているところになります。

議論のポイントとしましては、今回、対象となるようなデータにどういった利活用のニーズが考えられるのかといったところとか、流通に際して、データの標準化みたいなのところに課題はないのか、また、インセンティブはどのように考えるべきなのかといったところを課題として挙げておりますけれども、今回のラウンドテーブルは試行と申し上げており、ディスカッションベースになりますので、ポイントとしては、例として挙げているところでありますので、本日の議論ではこの限りではないのかなと考えております。

次に、本日のラウンドテーブルのテーマに関連しまして、データ戦略タスクフォース第一次取りまとめにあるベース・レジストリについて、少し御説明したいと思います。

スライドの7枚目です。「ベース・レジストリの取組」とありますけれども、こちらはデータ戦略タスクフォース第一次取りまとめの概要になりまして、下段側が「データ整備」といったところで、喫緊に取り組むこととしまして「ベース・レジストリの整備の推進」といったところを挙げさせていただいております。この中では「ベース・レジストリの選定」で、その選定の基準とか、重点整備対象候補といったところを設定させていただいております。「アクション」の1つ目ですけれども「ベース・レジストリの指定」を行うこととしております。

戻りましてスライドの6枚目「ベース・レジストリとはなにか」ですけれども、ベース・レジストリとは、公的機関で登録・公開される正確性・最新性が確保される社会の基本となるデータになります。これらがきっちりデジタル化され、標準化されて整備されることによって、先ほど申し上げましたワンズオンリーとかワンストップが実現される。つまり、日本の社会のデジタル化とか、デジタル化によるアウトカム等の価値創造が行われると期待しているところであります。

ベース・レジストリ指定における基準についてですが、社会的ニーズが大きいとか、経済効果が大きい、あとは既に公開されていて、ベース・レジストリとして活用するに資する素地があるものという形から、現在、調整しているところになります。

スライド8ですが、重点整備対象候補の中において、ベース・レジストリとして指定する分野として、今回は法人を挙げさせていただいております。この中で、先ほど申し上げましたとおり、ワンズオンリー、ワンストップを実現するために、様々な添付書類とか登録情報を活用するためには、今後のデータ項目類として挙げているところをベース・レジストリとして整備するべきではないかと考えているところでございます。本日のテーマとなります非上場企業の決算情報につきましても、IT室としては、このような観点からも整備が必要ではないかと考えているところでございます。

事務局からの説明としては以上となります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、冒頭の事務局からの説明は以上となりまして、以降の議事進行は、庄司先生にお願いしたいと思います。

庄司先生、よろしくお願いいたします。

○庄司教授（ファシリテーター） 皆様、こんにちは。庄司でございます。本日はよろしく申し上げます。

ラウンドテーブルという名前のおり、本当は丸いテーブルを囲んで、みんなでわいわいと議論をするという会なのですけれども、今までどうしてもお願いする人、される人みたいな形になりがちでした。今日はディスカッションベースということですので、なるべくキャッチボールがばんばん回るように、円滑に進むようにしていきたいと思っております。皆

様も少し積極的な御発言をお願いしたいと思います。

それでは、議事を始めたいと思います。

本日の流れですけれども、まず、本日のテーマについて、経済産業省から課題提起を行っていただき、そのテーマについて、関係省庁及び関係企業からのプレゼンテーションを行っていただいた上で、参加者の皆様にディスカッションを行いたいと思います。

では、まず、政府の取組及び政策課題として、経済産業省より資料2の説明をお願いいたします。

○弘重係長 経済産業省の弘重と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

私からは、今回のテーマに関連する取組といたしまして、我々経済産業省とIT室とで共同で運営しておりますgBizINFOについて、説明させていただこうと思います。よろしくお願ひいたします。

次をお願いします。gBizINFOでは、調達実績とか表彰情報などといった政府保有の法人関連情報を一つのプラットフォームにデータ集約しているものとなります。gBizINFOで集めたデータは、法人番号をキーコードとして全ての情報をひもづけておまして、また、この中の全てのデータを二次利用しやすい形で、オープンデータとしてCSVやAPIなどにて提供・公開しているというシステムでして、現在、約690万件の活動情報をデータ収録してございます。

gBizINFOのインターフェース概要としましては、左側はトップ画面になっているのですが、まず、法人番号や法人名で企業検索をします。また、真ん中では、詳細検索といたしまして、都道府県別とか調達実績、表彰情報、また、登録のあるデータについては、資本金、営業品目などのほうから目的の企業情報を検索できるようになってございます。そして、検索した企業については、右画面のように、法人名や所在地、代表者などといった基本情報、また、今回のテーマである財務情報、調達実績などの法人活動情報を一つの企業プロフィールとして検索できるものとなっております。

次をお願いします。各データ項目については、もう少し詳細に説明しますと、gBizINFOでは法人情報を区分しておまして、今回のラウンドテーブルに関連するものとしたしましては、画面左上の「基本情報」と右側の「財務情報」になるのですが、まず「基本情報」の中でも3情報は、国税庁が定義してございます法人番号、法人名、所在地というデータ項目になります。その他以外にも、基本情報として代表者名とか資本金、創立年、営業品目ということで定義しておまして、加えまして「財務情報」としては、現在は有価証券報告書提出の義務のある企業分のデータを収録しているのですが、現状は、各企業で網羅性の高い7項目に加えて、株主情報といったものをデータとして収録・公開しているというものになってございます。

gBizINFOでは、現状、既にオープンデータとして世に出ているもの、また、各府省庁で公表してもいいという判断に基づいた法人関連情報をAPI、CSV提供といった形でデータを

種々提供してございます。

データの提供元として、API連携システムが幾つかございまして、今、国税庁の法人番号公表サイトとか、総務省がとりまとめをしている統一資格審査・調達検索サイト、金融庁のEDINET、厚労省のしょくばらば、あと、中小企業庁が運営していますSmart SME Supporterの5システムからデータ公開をしまして、日々更新しているところでございます。

現在、経済産業省では、法人をユーザーとして、行政手続のデジタル化という点で様々なサービスやプロダクト開発のリリースに取り組んでいるのですが、我々が整備する行政手続のデータの流れとしましては、この図のとおりになっておると考えておまして、一番上から「本人確認」のレイヤーということで、G BizIDというシステムを今、運営しております。

その下の各行政手続、サービスのレイヤーは、補助金申請システムのjGrantsとか、中小企業庁でやっているミラサポplusなどといったサービスを今、随時リリースしているというところになります。

「データ連携」のレイヤーとしてgBizCONNECT、あと「オープンデータ」の層でgBizINFOというフローを考えておいて、各レイヤーでデータが問題なく、かつ有効に活用できる取組をしております。

次をお願いします。各プロダクトやサービスの関係性がちょっと分かりづらいというのが行政のよくあるところですので、これらをgBizシリーズですというふうに分かりやすく表現、ブランディングしていこうということで、現在「gBizSTACK」と総称して整備を進めているところでございます。

これらの取組の中で、今後、gBizINFOがどのような役割を果たしていくべきかということなのでございますけれども、1の利便性の向上を目的にしたときには、先ほども話がありましたが、まずはベース・レジストリの一角を目指すことを大前提にしています。

その中で、1つ目が、1つのプラットフォームで行政保有の法人データを参照ないしは編集制御できるということで、これは今までどおり二次利用しやすい形での標準化とか、クレンジングされたデータベースとして提供しつつ、並行して今回の財務情報のように、今後、ターゲットにしていくような機微情報については、データホルダー自身が非公表に制御できるような環境ないしはルールを検討していく必要があるのではと考えております。

2つ目が、各手続・システム由来で公開されるデータが同期・追加されるということで、蓄積されるデータについては、API経由にてgBizINFO等で1か所に集約されて、それがリアルタイムで同期・追加されるという環境を目指して行って、また、蓄積される履歴データに関しましても適切に管理していくということを実現していきたいと考えております。

3番目に「高品質なデータ流通に寄与するデータクレンジング」ということで、集約されるデータに対しては、その全てを法人番号をキーとしてひもづけて、データ管理とかコード・表記の揺らぎ等にちゃんとクレンジングを徹底していきながら、高品質なデータ提供を実現して、官民のデータ収集とかクレンジングコストの削減に寄与していきたいと考

えているところでございます。

以上が、gBizINFOに関する概要でして、続けて、本日のテーマに関する説明をさせていただきます。

gBizINFOでの取組を通じまして、我々としても今回のテーマである「非上場企業の財務情報のデータ流通」が思いのほか難しく、現状はあまりできていないという課題意識を持っております。その課題意識に対しまして、gBizINFOが政策的に取組強化をしつつ、データ収集できるようになれば、日本の企業の情報検索においては、生産性向上に寄与できて、政策的にも意義があるものになると思っております、今回の課題共有とさせていただきます。

我々が主にデータ収集すべきではと思うモチベーションとしましては、一番上の2ポツに書いていますとおり、まず、今回、ユーザベースとかに来ていただいておりますけれども、民間企業からも非上場企業の財務データの集約に関しては、ニーズがとても高いという点が1点。あとは、行政由来になりますけれども、今回のコロナで電子申請ニーズとか機運が一気に高まっていったものの、今まで行政手続の文脈においては、財務情報の添付が紙で申請されているとか、そういうものが多い中で、ワンスオンリーという観点からも、企業財務情報の集約化、データ流通を促進させていきたいという2点になります。

肝心のデータソースの一時収録元、我々にとってはデータ提供元になるのですけれども、そこに3点記載させてもらっています。

1つは、電子で決算公告義務としてのデータ提出をいただくことがまず一つあるかと。これは会社法にもちゃんと規定されていて、法的担保があるという点では、非常に取り組みやすい観点かなと思っている次第です。

2つ目が、官報公告の掲載データを印刷局と協力しながらデータ転載をしていきたい。これは既に一定数のユーザーもいらっしゃいますので、これも取り組んでいきたいと考える次第でございます。

3つ目が、各行政手続（補助金申請など）で、税申告由来でのユーザーのデータがあると思うのですけれども、これはユーザー同意が要ることになるのですが、同意をいただければ公開可能になるのではないかとという3つの観点があると考えている次第です。

現状のgBizINFOは、オープンデータサイトという位置づけで運営しているので、また、財務情報は企業にとっても非常に機微情報でもあるということなので、そもそも完全に全ての財務情報をオープンデータにするというのは難しいという大前提の課題はあるのですけれども、取りあえず今回は、公表している、すべき、場合によってはできるのではないかとという3つの切り口での財務情報の範囲ということで、この3つの切り口があるのではないかと考えているところです。

また、課題としましては、仮にgBizINFOにて、企業の財務情報データを一元的に集約しようとした場合に、データを受け取る、流通管理するシステムとして、用意する勘定科目、データ項目をどの範囲でレンジ設定・定義していくべきかという課題と、実際にデータを

提供・公開するユーザー様、企業様に対して、そのインセンティブをどのように打ち出していけばいいのかというものが出てくると考えております。

次をお願いします。今回は、非上場企業、ここでは中小企業と定義させていただきますけれども、財務情報がテーマですので、それぞれのデータ利用・集約の現状について、gBizINFOを上場企業と整理して、中小企業庁で運営されているミラサポplusを中小企業という位置づけで、2つの行政システムで比較してみたいと思っています。

肝心のデータ項目は、ちょっと小さくて恐縮なのですが、左がgBizINFOで、右にあるのがミラサポplusで、ミラサポplusは、中小企業の方々が施策検索や各手続をミラサポplusの一つのプラットフォームでできるというものになってございます。

gBizINFOでは、EDINETで公開されているデータを全て収録してはどうかという議論はあったのですが、項目数が非常に多いことと、また、そのときに議論していた中では、各企業で同じ項目が比較的簡易的に比較できればいいという点を優先した結果、各企業がほぼ規定されていて公開している、かつ網羅性が高い勘定科目として売上高、経常利益、純利益、資本金といった財務情報のサマリーのみの掲載になっています。詳細については、EDINETの各企業のリンクに飛べるようにしております。

それに対して、ミラサポplusでは、補助金申請や各種届出が必要になる財務データという点に主眼を置いていまして、現在、55項目を現状のシステム内で定義しているというものになってございます。

なお、右のミラサポplusの勘定科目について、赤字になっている部分は、税申告で行政に提出した勘定科目でございまして、既に企業にとっては提出しているデータで、これらは、ミラサポページでは、e-Taxから直接データを引用できる機能になってございます。

次をお願いします。次に、gBizINFOでデータ収集したい財務情報の項目案についてということで説明させていただきますと、項目としては、この表のとおりなのですが、主に我々としては、今、行政手続のワンスオンリーのデータということに主眼を置いて見て、一旦定義させてもらいました。データ項目の粒度についてはたくさん議論が必要だと思っているのですが、各種届出や補助金申請などの行政手続に必要とされる財務情報では、一般的な勘定科目のデータという視点では、大体このような勘定科目になるのではないかと我々としては思っている次第です。

加えまして、株主情報についても、gBizINFOのデータ利用者からの収集ニーズは高いので、引き続きデータ収集を行っていきたいと考えている次第でございます。

次に、これは参考としてなのですが、決算公告の実例サンプルということで、共有したいと思います。

会社法で規定している書面公告、電子公告の詳細については、この後述べますけれども、左がいわゆる官報公告で書面公告。これは要旨のみになります。右が電子公告になった場合の項目でして、これは全文公告が必要になりますというふうに規定されていて、ぱっと見ただけでも、右のほうが項目が多いというのが分かると思います。

例えば「流動資産」を取ってみても、官報公告ではその合計金額のみでいいのですけれども、電子公告になった場合は、その先に「現金及び預金」とか「売掛金」などの勘定項目が必要とされてくるということになります。

次をお願いします。最後になるのですけれども、我々が理解する会社法及び決算公告の実情に関しまして、我々のgBizINFOの取組を通じまして、課題とと思っている観点について、共有できればと思っております。

現在、会社法では書面公告と電子公告の2つの方法が定義されていますけれども、書面方法は、媒体としては官報とか日刊新聞などがございます。電子公告については、自社ホームページとか各種民間サービスなどがあります。

その媒体についてなのですけれども、これは企業にとっては、紙でも電子でもそれなりの費用がかかること、また、先ほども出たように、紙と電子では、電子公告では項目が多くなるので、ちょっとハードルが高くなることが挙げられ得ると思っております。当然、これが全てではないのですけれども、決算公告のデータ収集という観点においては、公平性かつ網羅的にデータ収集ができづらい状況の要因の一つにはなっているのではないかと考えている次第でございます。

これに関しては、本日御登壇いただいております法務省とか印刷局、また、民間の企業の皆さんとの議論は必要ですけれども、仮にgBizINFOが例えば政府公式媒体として無料で決算公告ができますということを出すことができれば、我々としては決算公告率の向上とかデータ収集の生産性が上がるのではないかと考えている次第でございます。

加えまして、右のほうにも書いているのですけれども、ユーザー、企業が現状の公告媒体を例えば紙からgBizINFOに変更しようとした場合に、定款変更については、法務局に行って紙で申請しなければ、会社法上、定款をgBizINFOに変更しましたということができません。これは我々行政のデジタル化に取り組む者としては、せっかくユーザー、企業がデジタル化をしようとしたときに、決算公告の変更手続が紙申請のみになってしまうというのもあまりスマートではないかなと考えておるので、この辺りも法務省と話し合いながら一緒に何とかできないかなと考えている次第でございます。（事後、法務省より指摘、確認のうえ訂正・補足：賃借対照表の電磁的開示に係る登記の申請は、法務省の登記・供託オンライン申請システムを利用してオンラインで行うこともできます。また、登録免許税については、インターネットバンキングやATMを利用して電子納付することも可能です）

駆け足になりましたけれども、以上が我々の取り組む課題と意思共有になりますが、本日は、皆さんの御知見、それぞれの取組を共有いただき、決算公告の情報をデジタルデータとしてgBizINFOに集約できる可能性や仕組み等を一緒に議論できればと思っております。よろしく願いいたします。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

引き続きまして、本日のテーマについて、関係省庁及び関係企業からのプレゼンテーシ

ョンをお願いしたいと思えます。

初めに、民間企業の皆様より財務情報の利活用ニーズについて、プレゼンをいただきたいと思えます。5分程度ということですのでよろしくお願いいたします。

初めに、株式会社ユーザベース様、よろしくお願いします。

○張替執行役員C00 どうも初めまして。ユーザベースの張替と申します。よろしくお願いします。

ユーザベースの中で、今、B2B SaaS事業というところのC00をやらせていただいております。その中で、今回のテーマに関するところに関しまして、多くの民間企業や公的機関の方に日々最新の経済情報を提供している中で感じる利活用ニーズについてお話しさせていただければと思えますので、よろしくお願いします。

次のページをお願いします。弊社は、2008年に設立しまして、2016年に東証マザーズに上場して、昨年、2020年度で138.1億円の売上げを上げております。経済情報で世界を変えることをミッションとしまして、あらゆる経済情報を人とテクノロジーの力で整理・分析・創出して、民間企業、個人、さらには公的機関の方々の意思決定に御活用いただいているというところなんです。

企業向けの情報プラットフォームとしましては、SPEEDA、INITIALというサービスがございます。SPEEDAにつきましては、世界中の最新の企業、業界、市場のデータやニュースについて、専門家の知見を含めて情報を提供しております。企業の意思決定を支えております。本日の話題となっています非上場企業についても、140万社のデータを提供しております。財務データについても、非常に多くのニーズをいただきながら、情報取得の難しさから必ずしもニーズに応え切ることができていないところが現状です。

INITIALにつきましては、スタートアップ企業に特化した情報プラットフォームとなっております。1万6100社のデータを提供しております。プレスリリースや登記情報に基づく資金調達状況に関する情報などを非常に重宝していただいております。INITIALについては、現在300社以上の方に御利用いただいているところです。こちらについても、財務データについて、非常に企業の情報取得の問題に直面しているところでございます。

また、個人向けのサービスとしましてはNewsPicksがございまして、経済情報のニュースメディアとして590万人以上の方に御登録いただいております。オリジナルコンテンツなどにアクセスできる有料会員につきましては17万人となっております。NewsPicksにおいても、SPEEDAやINITIALで取得している企業情報に関して、コンテンツとして一部配信する形で経済情報を皆さんに届けているというサービスになります。

次のページをお願いします。経済情報のプラットフォームのSPEEDAに関しましては、当初は金融機関やプロフェッショナルファームの方が主なユーザーでして、世界中の最新の企業情報や市場データ等を提供してございましたが、こうした情報を提供するプロダクトが日々出てくる中で、情報利用のニーズが徐々にいろいろと高まってございまして、プロファ

ームだけではなくて、一般の事業会社、特に大企業からスタートアップまで多岐にわたるお客様に広がっております。契約者数でいうと、今は1,500社以上に活用されています。また、活用部署につきましても、経営企画や営業、マーケティング、あとはM&Aの投資や新規事業など、多岐に広がっているところです。

スタートアップ企業情報のプラットフォームであるINITIALにつきましては、どこかからデータを仕入れているわけではなく、基本的には自社で情報収集をしております。その結果に基づいて、スタートアップにおける資金調達を定期的にレポートとして公開しております。ここでお見せしている図は、経済産業省のレポートの引用なのですが、このように様々な民間機関や公的機関で引用されるようになっております。

次のページをお願いします。合計で1,800社以上のSPEEDAやINITIALユーザーの方々から日々非上場企業の財務データに対するニーズをお聞きしておりますが、その内容について簡単にまとめたものが、こちらのスライドに記載しているものになります。

まず、企業における事業活動の効率化です。日本の国内で、株式会社だけで200万社近くありますけれども、財務データがあれば、それを様々な角度から事業活動の対象となるような企業を特定・選定することができます。例えば自社の製品やサービスによって貢献できるような、顧客になってくれるような企業はどこなのかを探り出したりとか、あとはそのために一定の売上げがある企業だったり、固有資産を保有している企業、もしくは運転資本が大きい企業はどこなのかといった分析をすることができます。これは営業先の特定に使うことができるというのはもちろんなのですが、それ以外にも社会課題となっているような事業承継であったり、M&Aの対象の選定、あとはスタートアップ企業などの投資先の選定、事業の提携先の選定などといったところに活用することができているところです。

次に、取引判断の情報格差の低減もニーズとしてあると認識しております。非上場企業について、上場企業と比較しまして、信頼できる情報が圧倒的に不足しております。信頼できる財務データがあれば、取引開始時や取引継続時の与信判断等を適切に行うことができるだけではなくて、適切な取引先の選定が可能になってきますので、例えば連鎖倒産の防止といった構造的な課題の解消にも有効になってくると考えております。

最後に、新しい価値の創出です。非上場企業の財務データがオープンになると、これまで述べたようなニーズに応えるために、弊社を含めた様々なスタートアップやサービスが登場してくると考えております。

次のページをお願いしていいですか。ありがとうございます。最後に、簡単になのですが、海外の事例を紹介させていただきます。

こちらはシンガポールなのですが、シンガポールでは非上場企業の財務データがオープンになっております。ACRAと呼ばれるのですが、ACRAというのは、会計及び会社規制の監督官庁にて、全ての企業が財務データを含めて提出しております。ACRAは、提出されたデータをホームページ上で販売しております。このデータは、必要な手続を踏

めば、誰でも購入することができます。

また、ACRAは、まとまったデータをデータベース事業者に対しても販売しておりまして、それによって広く企業に関する情報が流出するように仕組み化しているというところになります。

以上が、弊社ユーザベースからのプレゼン内容になります。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

続きまして、freee株式会社様、よろしく申し上げます。

○木村執行役員 freeeの木村でございます。よろしく願いいたします。

投影をお願いできますか。

「非上場企業の財務情報のデータ流通」についてということで、お話しさせていただきたいと思います。

めくっていただくと、当社の紹介を簡単にですけれども、中小企業向けにクラウドの会計ソフトをはじめ、クラウドのツールを提供している会社になります。

次のページをお願いします。「会計フリー」と「人事労務フリー」と書いていますけれども、会計ソフトがメインなのですが、ほかもいろいろとやっています、例えば「会社設立フリー」というロゴがあるのですけれども、これは会社の登記をするときにいろいろな行政手続がありますが、それを簡単にやりましょうというサービスになっています。

次のページをお願いします。当社の場合ですと、決算公告の関連でやっているサービスを御紹介しておきますと会社設立freeeの会社を登記していくプロセスの中に、電子公告をしましょうという流れで電子公告のサービスをやっています。今の電子公告サービスに比べると割かし安めの値段にはしているのですが、そこそこ需要はあるのですけれども、イメージとしては、右側の画像のようにぼちぼちとして、あまり凝った構図ではなくて、普通に掲載PDFをアップロードするだけのすごくシンプルなものなのですが、このページで申し上げたいのは、逆に言うと、決算公告に関しては、当社のお客様であるような本当に小さな企業からすると、ここぐらいしか意識するタイミングがないのです。逆にここを押さえないと、多分、今、公告していない人たちに公告してもらうのはハードルがかなりあると思っています。

全体的に、先ほどの御説明の中でも、やり方自体を安価で簡便にできることが必要であるという御指摘があったと思いますが、全くそのとおりで、かつ、安価で簡便であってもやらないという人たちが多数いるということにどう向き合うかというのが、決算公告率を実際に上げていくための重要なポイントだと思っています。それは、みんなが通らなくても触れるような動線の中でこういう誘導をしていかなないとなかなか難しいということを申し上げている次第でございます。

次のページをお願いします。電子公告がオープンデータで広く活用できるようになった暁にはどのような活用があり得るかということで、当社の事業を例に引いて仮説を書いておきますけれども、例えば会計を始めるといったときも、初期設定でいろいろな前期の決算数値を転記しますので、そういったところでの入力自動化が考えられると思います。今でも前期の決算書を紙で持っていたら、それをOCRにかけて入力補助をするみたいなことは当社でもやっていたりするのですけれども、OCRをかけなくてもAPIで引っ張ってこられるものは引っ張って埋めてしまうということです。これは初期設定だけではなくて、法人税申告とかいろいろな手続をするときに考え得ることだと思います。

次のページをお願いします。先ほども少し申し上げましたけれども、決算公告の実施率の向上は、お客さんにとって、データの活用に向けては重要だと考えています。大きい企業は必要なことをやってくれるのですけれども、非上場企業、そんなに大きくない企業がいっぱいいるというところで、実際に実施率を上げていくためには何が必要かということで、登記変更や税務申告とか、ある種自然と強制的に接点を持つようなタイミングでやりましょうということを書いていかないと、どれだけ簡単な手続で、たとえ無料でできたとしても、やろうというきっかけをなかなかつかめないというのが大きな課題になると思いますので、そこは検討のポイントなのではないかと思っています。

先ほどクラウド会計のケースの業務の効率化のお話を申し上げましたけれども、活用の用途としては、先ほどのユーザベースのお話にありましたが、取引時の与信もあると思います。ここも必ずしもすごくリッチなデータが必要というわけではなくて、例えば最低限の資産状況だけでも見られれば全然違うので、ないよりいいというところなので、例えばそのようなすごく簡単な与信のために、官報の要旨レベルの情報でもあったらうれしいというのは実際にあると思います。

今回のラウンドテーブルではスコープ外だと思いますけれども、いろいろなものを活用できていくとよりよいと思っていますので、決算公告以外のデータも今後のラウンドテーブルの中でぜひ取り上げていただきたいと思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

続きまして、関係省庁の皆様より財務情報に関わる取組やそこでの課題などについてプレゼンいただきたいと思っています。

まず、国立印刷局、よろしいでしょうか。5分程度で御説明をお願いいたします。

○渋谷参事 電話での参加になりますけれども、聞こえていますでしょうか。

○庄司教授（ファシリテーター） はい。聞こえています。

○渋谷参事 では、パワーポイントに従って説明させていただきます。官民ラウンドテーブルにおいて、決算公告を紹介できる場を与えていただき、感謝いたします。国立印刷局の渋谷が紹介いたします。

次のスライドをお願いします。国立印刷局と官報について紹介しておりますが、私ども国立印刷局は、約90ある独立行政法人の一つでございます。財務省の所管です。私どもは、官報のほか、お札やパスポート等、公共性の高い製品を製造・提供しております。

官報は、明治16年の創刊当初から140年近く印刷局が製造・発行しておりました。独法後は内閣府が発行権を持っていますが、印刷局で製造し、毎日紙で発行しております。日々A4判で約200ページ分を発行しております。

掲載記事としては、右下の表に書いてありますように、法令の公布としては、法律、政令、府省令といったものがございます。下段には国民への公告ということで、先日、非常事態宣言にかかるものもございましたけれども、官庁報告といったものや、政府調達公告、裁判所公告、決算公告といったものがございます。それらの法定公告につきましては、権利の得喪や個人情報に係る機微な記事が多く載っております。

左の表ですけれども、同時にインターネット配信も行っており、A4判の紙をPDF化して公開しております。決算公告は、直近30日分につきましては公開しておりますけれども、それ以前のデータは有料となっております。仮にgBizINF0で5年間公開となると、有料のサービスとの整合性の整理が必要かと思っております。

次のスライドをお願いします。決算公告の掲載方法につきましては、先ほど御紹介がありましたけれども、官報、日刊紙、電子公告の3種類がございますが、官報に掲載する会社は大会社以外が大半です。昨年度につきましては、日本の全会社のごく一部ですけれども、3万4000社程度の依頼がございました。

発行スキームを下にポンチ絵で書いております。左から流れるように、全国50以上の取次店で原稿を受け付けまして、印刷局で編集・印刷、そして国民に提供するといった流れでございます。多くの記事がございますので、国立印刷局の中では、効率よく作業するために、いわゆる新聞記事の組版ソフトウェアを使用しております。したがって、EDINETとは異なり、外部情報の二次利用を想定して決算公告の記事にXBRLを使用しているというわけではございません。

次のスライドをお願いします。決算公告の内容です。法定公告ですので、会社会計規則にのっとり表記をしております。枠形式と行形式の2種類ございます。公告依頼者の6割程度は2枠という大きさを希望しております。官報1ページは4段組みで、1段を6分割にして24分割、そのうちの2分割分が貸借対照表を掲載するのに十分な最小単位ですので、大多数が2枠を希望されています。

行形式の掲載につきましては、実は2枠の掲載費よりも安価なのです。したがって、数%ながら採用する会社もございます。

配信しているデータですけれども、PDFデータを画像化しております。したがって、

直接テキストを抽出することは不可能になっております。この理由は、官報は一文字一文字を正確に表記して、公開後に改ざんがあってはならないということと同時に、掲載される法定公告の中には、個人情報として配慮しなければならない記事が多くあるため、ページ全体を画像化しております。テキストとしては、HTML形式を持っております。

次のスライドをお願いします。決算公告の掲載例を3つ載せました。所在地と法人名、代表者につきましては掲載しておりますけれども、法人番号は未掲載です。一番左側の例は、大会社以外の会社です。貸借対照表を載せております。真ん中は、大会社が貸借対照表プラス損益計算書を載せています。

掲載費用につきましては、私どもは運営費交付金を前提とせず、独立採算で運営しております。したがって、5年ごとのシステム更新費用とかサービスの提供に係る費用として、料金を徴収させていただいております。

最後のスライドをお願いします。gBizINFOへ提供する際の課題ということで、3つ掲げております。

1つ目は、データ提供の根拠です。会社法を根拠として官報に載せておりますので、仮にgBizINFOへ載せるとなると目的外使用になりますので、公告依頼者の同意が必要、あるいは制度的な整備が必要になるのではないかと考えております。

2つ目に、データの利活用につきましては、貸借対照表の内容が要旨であるといったことや金額の表示単位が統一されていない、あるいは法人番号を載せていないというものがございまして、データについては、テクニカルな話なので、クリアできると思っております。制度面が整備されれば、官報からのデータ提供は可能だと考えております。

以上で、国立印刷局からの紹介を終了いたします。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

続いて、法務省、御説明をよろしく願いいたします。

○渡辺参事官 法務省民事局でございます。それでは、法務省民事局の渡辺から、会社法の決算公告についての御説明をさせていただきたいと思っております。

株式会社は、定時株主総会の終結後、遅滞なく貸借対照表、大会社でありましたら損益計算書も含むということになります。これを公告しなければならないとされておられて、これが一番大本の規定ということになります。

公告方法につきましては3種類ございます。左のほうを御覧いただきまして、官報、日刊新聞紙、最後にオレンジのところですが、電子公告の3つがございまして、そのいずれかを定款で決めていただくということになります。特に定めがないと官報ということになります。

それぞれについて見ていきますと、官報あるいは日刊新聞紙を公告方法として決めている場合につきましては、要旨の公告で足りるとということとされております。これは結局の

ところ、コストの削減を主眼にしたものと御理解いただいてよろしいかと思っております。

具体的な要旨の内容につきましては、会社計算規則において定められておりますけれども、過度に簡略になり過ぎず、かつ、コストの削減というバランスの観点から決められているものと考えております。

真ん中のところを御覧いただきまして、官報あるいは日刊新聞紙を公告方法としている場合につきましては、要旨の公告以外にも電磁的方法による開示、ウェブサイトによる掲載という方法も認められております。定時株主総会の終結の日後5年を経過する日までの間掲載するということとされておまして、URLを登記する必要がございますが、こちらにつきましては、必ずしも自社のウェブサイト限定されておられません。

ただ、先ほどのような要旨では足りず、こちらは費用の削減が期待できないということもありまして、要旨の開示ではなくて全文を開示していただくということになってございます。

最後は、電子公告でございますが、こちらについては、基本的なやり方等は先ほどの電磁的方法による開示とほぼ同じということになっております。電子公告の場合は、基本的には電子公告調査機関の調査が必要なのですけれども、決算公告はその対象からは除外されています。

また、決算公告用のURLとその他の公告用のURLを区別して指定することも可能ということになっております。

電磁的方法による開示あるいは電子公告のいずれにつきましても、自社のウェブサイト限定されず、決算公告用と他の公告用のURLを分けて使うこともできますし、また、電子公告調査の対象となっておりませんので、gBizINFO等を使っていただくということは可能ではないかと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

最後に、事務局よりJ-Startup企業へのアンケート結果について御説明いただきたいと思っております。5分程度でお願いします。

○事務局 事務局でございます。

今回、この場にお越しいただくことは難しかったのですが、今回のラウンドテーブル開催に当たりまして、民間ニーズの吸い上げが政府としても重要だと考えておまして、J-Startup企業に対して簡単なアンケート調査を実施させていただきました。

J-Startup企業の御紹介は割愛させていただきますけれども、サンプルとしては少ないのですが、今回、15社程度のスタートアップ企業にアンケート調査を実施させていただきました。

簡単に抜粋した結果をお伝えさせていただければと思いますけれども、まず、財務情報

の利活用ニーズに関しまして、実際にこのようなデータがオープンになったときに、どのようなニーズがあるかというアンケート調査に対しまして、およそ85%の企業の皆様は、企業検索や企業分析に活用したいというところで、非常に高いニーズがあるのだなと感じているところでございます。

その中で、追加の意見としましては、横比較ができるような項目の定義があるとよいという声や、項目としてはBS・PLといった情報、加えて、その他追加の情報といったところもあるとよいという声も上がっております。

一方で、課題としまして、財務情報は企業戦略の一つでもありますため、その伝え方次第では、提出した財務情報を正確に捉えずに違った形で受け取られてしまう形もあるのではないかとこのところで、財務情報の流通に対して少し慎重な姿勢を示されている企業様もあったというところでございます。あとは情報の鮮度というところで、財務情報は短期間で変わる情報でありますので、こまめにモニタリングして情報更新頻度を高めていけるとよいのではないかとこの声もいただいております。

また、2つ目としまして、決算公告そのものに対するニーズや課題も調査いたしました。結果としまして、赤字で書いてあるところでございますけれども、企業として決算公告をより実施していきやすくするためにはというところで、実施費用の低価格化や無償化を求める声が非常に多かったというところと、加えて、公告の簡便化、もうちょっと簡単にやっていきたいというところでしたり、先ほどの説明にもありましたけれども、補助金審査などが優先化されるとよいといった声がおよそ60%を超える回答として出ております。

一方で、課題としては、今申し上げたインセンティブにもつながるところでありますけれども、スタートアップ企業では従業員数が非常に少ない企業も多くいらっしゃいますので、そういった企業にとってはデータ提出などの義務といいますか、作業の業務負荷がハードルの一つになっているというところで、そういった手続の煩雑性をクリアしていったほしいという声が上がっております。

一番下に書いてあるとおり、企業側の負担感といったところをゼロにするための工夫があると、決算公告にも取り組みやすいというお声をいただいております。

簡単ですが、事務局からは以上となります。

○庄司教授（ファシリテーター）　ありがとうございました。

それでは、これよりディスカッションに移りたいと思います。

これまでの御説明、プレゼンテーションの内容を踏まえて御議論いただきたいと思っております。

私から御指名したいと思いますので、会場の方で御意見のある方は挙手をお願いします。オンラインで御参加の方は、チャットで発言したいですというふうにコメントを入れていただくようお願いいたします。

では、川島さん、お願いします。

○川島教授 どうもありがとうございます。新しいラウンドテーブルは、政策課題ベースということで、非常に楽しみにしておりました。私自身は、データ分析を通して地域のいろいろな問題解決に取り組んでいます。よろしくお願いします。

4点質問があるのですが、私自身は、「非上場企業の財務情報のデータ流通」を政策課題として見た場合に、3つのレイヤーがあると思いました。

第1は、会社法が守られていないという実態があるというのは問題であろうと考えます。もちろん、会社法自体の意義についての問い、議論もあるかとは思いますが、本来的にはやっていただかなければならない決算公告がなされていないということを何とかしなければいけない。これはmustな（やらなければならない）レベルのレイヤーの問題です。

第2は、手続をワンスオンリーという言葉をよく言われますけれども、同じような添付文書の財務情報をいろいろな役所に届けなければいけないというのはやめてほしいということで、これはshouldな（やるべき）レベルのレイヤーの問題です。

第3は、正しいデータ分析で新しい価値を生むというのは、had betterな（やったほうがいい）レベルのレイヤーの問題です。

まず、mustの部分について、国立印刷局は既にできますということなので、特に御回答は要らないかもしれませんが、先ほど御発言のあった最後のところで同意が必要ですか、あるいはいろいろなデータのフォーマットのことをおっしゃっていましたが、同意は、ある時点から、出していただく情報はほかにも利用するとか、先ほどのgBizINFOでも利用するということがデフォルトにしていればいいと思いますし、様々なデータフォーマットの形式についても、ある段階をもって、合理的な根拠をもって切り替えていけばいいのではないかと思います。もし何かより難しい点があれば教えていただきたいのですが、別に問題はないのだらうと思います。

次に、freeeがおっしゃったことが非常に気にかかっている、決算公告の実施率を上げるにはよほどのインセンティブが必要ではないか、感覚的に非常にやりやすい手続にするとか、最後のスタートアップの御紹介でもありましたが、負担の軽減が必要だとおっしゃっていましたが、私が自分で企業として税務手続や入札手続とかいろいろな手続をやっていた感覚からいうと、これは中小企業、非上場でこの電子公告をあるサイト、例えばgBizINFOにアップすれば、ほかの入札での添付文書がほとんど要らないと言えば、私自身の経験からいけばかなり強いインセンティブになるので、ワンスオンリーを徹底していただくという政策と、決算公告の電子的ワンストップ化といいますか、gBizINFOがまとめられようとするのであれば、そこに登録されることがワンスオンリーにつながれば、それはインセンティブとしてすごく意味があるのではないかと私は思いました。

ただ、一方で気になったのは、たしか経産省のペーパーで6ページのgBizINFOの説明のところで「行政手続」はどちらかというと経産省関係の手続だけが並んでいたのですが、実際には税の手続であり、入札の手続であり、通常、毎年の業務活動をする上で本

当に負担になっている部分がありまして、そういった部分が今回のgBizINFOとの連携でワンスオンリーを徹底するという意味でやっていただけると考えてよろしいのか。その辺がインセンティブを強めるという意味では、6ページの記載はちょっと不安になったのですが、経産省にそれについてお答えいただければありがたいと思います。

最後は、ユーザベースは、非上場企業のデータを収集するのが難しいということですが、これが本丸だと思うのですが、現状とあるべき状態のギャップを量的・質的に教えていただけるとありがたいです。つまり、現状ではこれぐらいの企業数で、これぐらいのデータの質レベル、要するに粒度と鮮度はこれぐらいのだけれども、それをこれぐらいの水準にしてもらえるとありがたい、といったご説明をいただけないでしょうか。

gBizINFOがそのレベルで実現できるのかどうかを議論したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

では、経産省から行っていいですか。6ページのgBizINFOの取組についての図で「行政手続」として挙がっている「補助金」「中小企業」「産業保安」云々のところが、経産省系が並んでいるけれども、もっと増やせたらもっとインセンティブになるのではないかという問題について、意見というか、アイデアがありましたけれども、いかがですか。

○吉田室長 情報プロジェクト室長の吉田でございます。本日はありがとうございます。

この点につきましては、まさにここに挙がっているものは経産省の行政手続のみになっておりますけれども、今後、IT室やデジタル庁との連携で今後どのような取組になっていくかということではあると思いますが、きちんとgBizINFOのデータをAPIで連携して、ワンスオンリーできるという環境は、他省庁も含めてきちんとつくられていけば、事業者にとって非常に有効なインセンティブになると理解しております。

ただ、現状においては、データを集める部分については、今、各省庁に御協力いただいてAPIやCSVという形でいただいているところでございますけれども、これを手続に使うとなった場合、まず、各省庁で行政手続システムが整備されていなければいけない、もう一つは、そのシステムがAPIでgBizINFOのデータをきちんと受け取れるような環境ができていなければいけないという2点ができていなければ難しいと思っております。

この部分については、政府全体としてどのような設計にしていくかというところの考え方が必要だと思っております。そこの部分については、我々としても、当然、様々な行政手続でこのデータが使われたらいいと思っておりますので、今後、IT室、デジタル庁準備室と議論していきたいと考えております。以上でございます。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

例えば「補助金」は、省庁横断的にいろいろなものが入ってきているのでしょうか。

○吉田室長　そうですね。jGrantsにつきましては、他省庁や自治体も含めまして、現在、400補助金ぐらいで来年度も利用する予定になってございますけれども、こちらは今後、gBizINFOのデータを連携して使えるような形が考えられるのか、我々も考えていきたいと思っております。

○庄司教授（ファシリテーター）　ありがとうございます。

それでは、ユーザベース、よろしいでしょうか。もっとこうなったらいいというところを具体的に詳しく教えてほしいという要望でした。

○伊澤氏　ユーザベースの伊澤と申します。私は、渉外の責任者を担当しております。

未上場の企業のデータになりますと、INITIALでスタートアップの企業のデータを我々で集めているという話をしましたけれども、必ずとれる数字となると、登記記載の資本金、発行可能株式総数や発行済み株式数などに限られます。それこそ先ほどのお話もありましたけれども、実際に官報公告をされている会社は非常に限られるので、数字がほぼ取れないというのが正直なところです。

実際に企業がスクリーニングをするとなったときに、先ほどfreeeからお話がありましたけれども、本当に基本的な項目でもいい。特に、初期的なスクリーニングにおいては、例えばそれこそ売上げが分かる、それこそ一番後ろの純利益が分かる、BSも本当に少ない項目でも、まず、それはそれで参考になり、デットとエクイティーのところでは純資産がどれぐらいあるかという話もありますし、資産も、最低限で流動資産と固定資産が分かるだけでも参考にはなる場所があります。もちろんこの企業と取引をするかという段階になるとより詳細な情報が必要となる場所ですが、我々の感覚として、企業の日々の活動において、まず、官報公告のレベルの情報が出てくるということでも非常に役には立つかなというのがあります。

○庄司教授（ファシリテーター）　ありがとうございます。

川島さん、いかがでしょうか。

○川島教授　ありがとうございました。

では、2点だけ。

経産省、ありがとうございます。最近、霞が関のやり抜く力を見せてほしいと思っております。自治体も含めてぜひやり抜いていただきたいので、最後の最後に途中で政権が替わったりするとずるっといってしまうことがあるので、一貫通貫でぜひやり抜いてほしいと思います。

もう一点は、ユーザベース、ありがとうございました。法人登記はあるわけですから、

登記されている情報について、僕は法律的にどの情報項目までが開示可能なのかというのは分からないのですが、実際に登記されている、あるいは毎年決算で納税されているときに使われている情報の中で、個々の企業の経営上あるいは経営戦略上というか、他者との競争上の公平性の観点からいって問題がないところはどこまでなのかといったことについて、さらに具体的に示していただくと、それが本当に難しいのかということについて、具体的な効果とそれによる反作用がもしあれば、反作用を比較した上でよりオープンにして、さらなる分析価値を生み出していただくとありがたいと思いました。

今日は、時間的にデータの量的・質的な議論までは踏み込めないと思うのですが、今日の議論を一つのきっかけにして、ここの分野は経済価値が非常に出る部分だと思しますので、ぜひさらなる詰めた議論に踏み込んでいただきたいと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

freeeの木村様、お願いします。

○木村執行役員 ここまでの議論をお伺いしていて、少し思ったことがあるのですが、全体にかなり真面目な企業さんを想定していたように感じます。

インセンティブがあるからこうするかというと、私はしないと思います。インセンティブは必要なのですが、インセンティブがあった上でやるきっかけがないとやらないと思うのです。そのきっかけがつかめないのが一番難しいポイントだと思っていて、要するに、当社でいえば、設立時に公告の方法を選びましょうという流れで電子公告を加味し得るのですが、その後、そんなにそれを意識するタイミングがないので、決算するとき改めて言うかということ、これまでしてこなかったのに、何でしないといけないのだろうとなって、しないというのが延々と繰り返されて、今のような広まっていないという状況ができていますので、そうすると、官報に関係する接点だけではなくて、行政がお持ちのいろいろな接点を通じて、折に触れ促進というか、促す活動をしないと向上しないと思うのです。

その率がある程度上がらないと、そのデータを引っ張ってきて分析するという分析システムの開発の投資対効果が合わなくて、誰も開発しない。メリットが出てこないのに、何でこれをやっているのかということになるというループになってしまうのです。やはりある程度地上戦で促進活動をして、公告率を引き上げていくというのは、インセンティブがあった上で、さらにキックオフのべたべたの活動が必要だと思います。多分、これはすごく営業論の話になっていくということです。

もう一つ、インセンティブ以外の観点でいくと、企業の中で、多分、特にスタートアップはそうなのだと思うのですが、決算情報の項目を詳細に開示するということへの抵抗感はすごくあると思います。ある程度規模が大きくなったら、上場したらどうせオー

ブンになってしまうので、それはそれで上場のメリット・デメリットを見て判断するわけですが、せつかく非上場でやっているのだったら、情報を出さなくてもいいものは出たくないというのは結構自然な環境で、当社のお話を振り返るとかなりあります。

なので、あえて独自の電子公告ではなくて、あえて官報の要旨掲載だけにしていてる人たちはいっぱいいて、ちゃんと公告している真面目な企業の中でも、この部分はそういう発想で、特にスタートアップというか、全国区で競争してグロースさせていこうという発想のところほどそうなのではないかと思うので、だからどうだという話ではないのですけれども、ある程度、そういう観点でインセンティブについては考える必要があるのではないかと考えております。

さっきのもう少し少ない情報項目でもいいのではないかというのは、まさにそのとおりで思っています、なぜその情報を見るかということがすごく重要で、例えば与信をするときも、何もすごい分析をするというのではなくて、例えば自分が持っている商材が100万円の商材だったとしたら、この100万円分ぐらいは払えるだけの最低限のお金があるかぐらいが分かれば、与信は可能なわけです。その情報は決算書のフルセットでは要らなくて、取りあえず資産だけ分かればいいですという話をしているので、そこであるのに払ってくれないというのだったら、もはや別に決算書を全部読んだからといって担保されないで、結局、その程度の分析で済むことがいっぱいあるということなので、項目が少なくとも役に立つというのは本当にすごく重要な視点だと思います。

ばらばらなのですけれども、以上でございます。

○庄司教授（ファシリテーター）　ありがとうございます。

freeeからのインセンティブの御指摘は、すごく勉強になるというところもあると思いました。単に便利だ、特だというだけだったら動かないかもしれない、それをやるのだったら営業戦略が必要だという話と、あえて要旨でいいとしている人たちもいるのではないかと、あるいは丸出しで全部見せるよりは、ある程度のカテゴリーの範囲に入っているとか、そういうもので見せることが必要なのかと思ったりしましたがけれども、経産省、その辺のインセンティブの議論はどれぐらい深まっているのでしょうか。

○吉田室長　まず、そういう意味で申し上げますと、そもそも現状では決算公告にお金がかかります。新聞に掲載の場合は200～300万かかるとか、インターネットでも専門業者に頼むと10数万かかるという形になっております。このお金がかかる部分がもしgBizINFOに載せることで、無償で決算公告ができるというふうにできるのであれば、プロセスも相当楽になるのでインセンティブ設計としてできるかどうかというのは一つあるかなと考えます。

あと、先ほどの掲載項目に関しましても、法務省様がどう御判断されるのかというところではあるのですけれども、例えば紙の公告であれば、まさに値段がかかるので要約した

決算公告でオーケーという形になるのであれば、要はそれだけ情報があれば、決算公告として意味があるとみなせるということでもあると思います。例えばインターネット公告の場合でも、その項目に限定して公告することをもってオーケーという形にできれば、事業者の方の負担の部分が相当軽くなるのではないかというところはあると思います。

我々のブレインストーミングのベースではそういったことを議論しているところではあるのですが、ここは法務省様のお考えもあると思いますので、どう考えるのか。

加えて、現在、決算公告が義務であるにもかかわらず、それがなされていない現状をどう捉えるのかというところとの関係なのかなと思ってございます。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

お待たせしました。国立印刷局、御発言をお願いします。

今、ユーザベースが発言を希望されているので、先にユーザベースに御発言いただこうと思います。

伊澤様、お願いします。

○伊澤様 ユーザベースの伊澤です。

出たくないという方がいらっしゃると同時に、特にそれこそ与信の観点などで、ある程度情報を出したほうが、かえって取引上もよいという判断で、情報をオープンにしたい人たちもいるので、そういった企業に対してよりインセンティブをあげる。例えば義務づけとして最低限でもいいという話があったのですが、段階を幾つか設けて、より詳細な項目で出した場合には、それに合わせたインセンティブを提供するといったことも考えていただいていたのかなと思いました。

先ほどの議論の中でも、みんな出たくないのだという前提だったのですが、必ずしもそうではないのではないかと、そうだとすると、段階を設けて、より出している人たちにはインセンティブを与えていいのではないかと、お話をさせていたきたいところです。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

これはいろいろな段階に切り分けができそうな気がしてきます。

では、経産省、お願いします。

○弘重係長 経済産業省の弘重です。

今のお話になるのですが、実際は私がgBizINFOを担当していて、日々各ユーザーといいますか、企業から問合せをいただく中で、自社の情報をもっと載せてほしいとか、こう載せたい、代表者名が今載っていないので、載付けてほしいという問合せが来ているところはありまして、担当者としては、そういうニーズは拾っていきたいと思っています。

ころです。

なので、今後、もしgBizINFOが政府公式として、例えば先ほど申したとおり、決算公告媒体でいいですとなった暁には、これは期待値ですけれども、企業なんかは一定数のデータを載らせてくれるのではないかという感覚が正直あります。

○庄司教授（ファシリテーター）　ありがとうございます。

CI0、お願いします。

○三輪政府CI0　先ほどのなぜ出すのか、インセンティブは何なのか、出さないと損することがあるのかということところはちゃんとやらないと出さないと。私は大手と小さいところの区別はどう引いているのか分からないのですけれども、出しても、小さいところはBSだけでいいとか、私も企業にいましたので、例えば上場企業だったらもう法律で決算を報告して出さなければいかぬというのは決まっていたね。出さなければ罰則があるはずなのです。

だから、そんなややこしいことはやらないで、罰則があるか、インセンティブはそれを出せば税金を引いてもらえるとか。例えばよくあるのは、データ連携で、何でいろいろな企業で協力しないのだと政府としては言うのだけれども、何かいいことが特にないと、競争相手と協力なんかするわけがないです。ゼロではないですけれども、基本はしない。政府としては、何で協力しないの、もっと協力してくださいと言うのだけれども、理由がないからそんなことはしないです。

今言っているのは、なぜ出すのか、出すと何が起こるのかをもうちょっとちゃんと考えないと、出さずに済むのだったら、そんな手間のかかることはもうやらない。だから、そうかなではなくて、その辺は本当にちゃんとやらないと、罰則があったら、間違いなく出すのは増えますし、反対に税金でも引いてくれるのなら頑張ってやりますし、もっとはっきりとやらないと。

確かに私もいろいろと調べるのですけれども、非上場はほとんど分からないので、困ることはあるのですが、それはこっちの都合で、向こうの都合はまた違うのだから、そこはもうちょっと議論を深めたほうがいいのではないかと私は思います。

○庄司教授（ファシリテーター）　ありがとうございます。

どうぞ。

○細川CI0補佐官　私は経産省の立場ですけれども、全然話の違うところでいうと、実は内閣府で各国立大学と国立の研究法人に対して、財務データではないのですが、会計データと自分たちの出している論文を全部出せということをやっているのです。要は、使っているお金でちゃんと論文を出せているのかということをやっている、これを出させているの

ですが、この話を最初に内閣府から持ちかけたときは、当然、どこの大学も懐を探られるのは冗談ではないというお話でありました。全国を回って出してくださいとお願いに上がったのです。

結果は全部出してくれているのですが、結局、このときにキラーコンテンツというわけではないのですけれども、幾つか相手に響いて、一つはベンチマークです。あなた方の大学あるいは研究機関が同じような大学と比べてどんな立ち位置にあるのかが分かります、みんながちゃんと出してくれれば、ちゃんと同じ項目で比べて出せるので、例えば自分たちが理系の研究費にはこのように費やしている割にちっとも論文が出ていない、何でだと調べられるとか、こういう企業であれば、同じような企業と比べることによって出せませすというお話があって、そういったところがメリットになるというのが一個あった。

もう一個は、e-CSTIというシステムですけれども、e-CSTIの場合は、今回、やるかどうかは知りませんが、データを出しているところには細かいデータ提供をしているのです。全部出してくれないところはただ一般サイトで見ただけ、出してくれているところはちゃんと事細かな全部のデータをやっているということで、そんなところも全部やっていたりする。それもちょっとインセンティブになっていて、それと似たような話だなと思った。

もう一個いうと、もちろん、公告等の関係もあるのですけれども、項目に関しても、比べたい項目があるのではないかと。電子公告で出す項目プラスアルファかマイナスかは分からないですが、流動資産の関係なのか、それとも売上げの関係なのか、コストの関係なのか分からないのですけれども、こういった項目は出してくれたら比べ安いとか、比べにくいというのが多分ニーズとしてあるのかなと。その辺をもうちょっときめ細かく見ていくとモチベーションにもつながってくるのかなという気はちょっとしました。

○庄司教授（ファシリテーター） 比べる項目が何なのかとか、何でベンチマークを掲載していくかとか。

○細川CIO補佐官 そうですね。私も友達の中小企業の社長さんはいっぱいいますけれども、gBizINFOの宣伝がてら行くと、自分の立ち位置がどこなのかというのを知りたいというニーズがあります。多分、自分たちがもう知っているのか、もうかっているのか、自分たちの経営方針は正しいのかという辺りは意外と皆さん分かっていないところもあって、同業他社と比べるといろいろと分かるというのがありました。

○庄司教授（ファシリテーター） gBizシリーズの中で自分の会社とほかの企業との比較というのは分かるのでしょうか。

どうぞ。

○吉田室長 そちらについては、ミラサポplusという中小企業向けの支援サイトがござい

ますが、こちらに例えば先ほど弘重から説明したとおり、e-Taxの情報を引っ張ってくるという機能があります。こちらで企業様がe-Taxの情報を引っ張っていただくと、それに合わせて他社と比べてどういったところが強いのか、弱いのかとか、どういった支援施策が活用できるのかみたいなことをプッシュで伝えていくといった仕組みづくりに今、取り組んでいるところでございます。そういったことができてくると、データを提供することによって、自社にとっての改善が分かるという形ができていないかと考えております。

○庄司教授（ファシリテーター） これは一つの方向性ですね。自分の財務データを入れることによって、どこの企業という特定というよりは、同じ規模感や同じ業種とかの中で、自分のところはどうかというの分かるということですね。ありがとうございます。

印刷局はいけますか。

印刷局、お願いします。

○渋谷参事 先ほど川島先生から御指摘のあった、会社法が全く守られていないというところは非常に同感でございます。さらに、政府CIOからは罰則がないのというお言葉がありましたけれども、たしか会社法の976条に罰則があるかと思っているのです。したがって、もう少し掘り起こしが必要ではないかと私どもは考えております。

インセンティブにつきましては、その会社がよかれと思えば決算公告を出すかもしれませんが、その土俵に乗らない会社も多分何百万社あると思うのです。したがって、会社法に基づいてローリングをかけて掘り起こしをしなければいけないのではないかと私どもは痛感しております。

私どものほうでは、まだまだ3～4万社ぐらいしか載せておりませんので、私どもも全国50か所の取次店がコンプライアンス意識の向上の視点で中小企業を回るのですけれども、何で会社法を所管していない国立印刷局が回るといってお話もありますので、そこは例えば法務省、地方法務局と私どもの取次店でタッグを組んでローリングするとか、そういう連携をしながら掘り起こす必要もあるのではないかと考えております。

あと、川島先生の最初の御指摘で、私どもの官報に掲載されたデータをgBizINFOに流すのは、テクニカル的には容易です。項目は、例えば私どもはBSしかないというのもございますけれども、一応官報に載せることを前提としておりますので、今後、gBizINFOあるいは将来的にはベース・レジストリに載せるものだ、国のデータが自動的にそちらに流れるのだといった全体の網を張るような作用法をつくっていただくとか、そういうものだというふうに制度が出来上がれば、私どもは容易にそちらのほうにデータを提供できると考えております。これは官報の発行権を持つ内閣府からも懸念を抱かれておまして、そこら辺を紹介させていただきました。

以上でございます。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。
事務局からどうぞ。

○事務局 事務局となりますけれども、予定していた時刻になってしまったのですが、前半で少し押ししてしまった部分もありまして、多少延長とさせていただければと存じます。
御都合がある方もいらっしゃるかと思いますので、御都合が悪い方に関しましては、チャットで一声いただけると助かります。

○庄司教授（ファシリテーター） 取りあえず、あと10分ちょっとはやりましょう。45分目安までいきたいと思います。
中小企業庁の西谷さん。

○西谷企画調整官 西谷でございます。お世話になっております。議論をありがとうございます。

中企庁は、吉田室長から御紹介いただいたミラサポplusを運営していますけれども、こちら補足させていただくと、経済産業省のローカルベンチマークをミラサポplusに搭載していますので、e-Taxからデータを引っ張ってきたものをレーダーチャートのような形で、業種・業態ごとの偏差値という形で見る事ができる。これはまさにベンチマークなのかなと思っています。

あと、先ほどの議論の中で、「自社の立ち位置というベンチマークを知りたい」というのがありましたが、EUでは、商工会議所では自分の決算書を登録すると、多数の会議所の会員の決算書が見られるということをやっているのも、まさに自分がデータを入力したらほかの人の決算書が見られるという、お互いに出し合いっこするという前提となっており、EUではそれがうまく回っているということも一つ参考になるのかなと思っています。

あと、御議論にありました、「インセンティブがあってもきっかけがない」というお話は非常にごもっともだと思っていて、例えば中小企業庁の補助金は申請数が年間50万件あるのですが、その中で、例えば補助金の申請に伴って財務データを提出すると同時に、提出された情報がgBizINFOのほうにも登録されるとか、その登録手法もいかに事業者が簡易に登録できるような動線を用意してあげられるかというところが重要かと思っています。わざわざ入力するとなると、それ一つが行政手続になりますので、何かの手続のついでに、バックグラウンドでgBizINFOに自動登録してあげるとか、あるいは事業者がふだんお使いのfreeeなどの民間クラウド会計ソフトからボタン一つで決算公告に登録できるなど。従来、そこはfreeeのビジネスモデルの中で有償でやられていたところなので、そういったところを民間ビジネスとがどうかみ合うのかという話はあるのかもしれないのですが、そういった簡易に入力できるかどうかというところも一つのキーになるのかなと思います。

ありがとうございます。私からは以上です。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。
では、平本さん。

○平本政府CIO上席補佐官 先ほど印刷局からもあったと思うのですが、そもそも会社法で決算公告を出さないといけないとなっていると。先ほど来議論があったのは、それに対して出せていないという話と、簡易でもいいではないかという議論は数年来ずっと行われていると思うのですが、官報に出すとか、国税庁にも会計書類とかを出しているとかいろいろあると思うのですが、そもそも決算情報を出すのは、安全な取引のためという会社法の趣旨としてやっているものですし、こちら辺が実態としてそれができていないというのと、これだけアイデアがたくさん出てきて、何年か議論されている中で、例えば国税庁と議論しているとか、法務省の中で今後の方針を何か考えているとか、そういうところがあったら、ぜひ教えていただきたいと思うのです。

○庄司教授（ファシリテーター） まさに今、法務省に振りたいと思っていたところだったので、法務省、今までの議論はいかがでしょうか。

○渡辺参事官 法務省でございます。

非常に難しい問題だと考えてございまして、罰則という意味では過料の規定があるというのは、先ほど印刷局から御指摘いただいたとおりです。ただ、そうは申しましても、履行状況が極めて低調であるという御指摘をいただいております、それはそのとおりであろうと思っております。

これをどうしたらいいのかというところは、非常に難しい問題があるかと思っております、そもそも会社法でこのような決算公告をせよという形になっている趣旨についてはここで私が申すまでもなく既に御議論があるところでもありますけれども、会社は、一般的にたくさんの人から広く出資を募って大きな事業を行って、それに対して法人格が与えられるというものでございますので、そういったことをやるからには、ある程度情報を開示したら良いのではないかということをやっているわけだと思います。現実問題として、なぜ履行率が低いのかというのは、一概に分析することはなかなか難しいのですが、恐らく、多くの取引関係者と取引をする中で、必要に応じて自社の情報を個別に開示したりというような形で対応して、会社側としては、決算公告をしなくても実害なく進んできているという現状が長く続いているのだらうと思われるところでございます。

そういった流れの中でこの制度についてどのように対応していくかというところは、我々としても非常に頭に悩ませているところでございまして、本日の皆様の御議論を参考にさせていただければと思っております。

○平本政府CIO上席補佐官 多分、数年来この回答だと思うのですけれども、具体的に何をなさっているのかというのを教えていただきたい。

○庄司教授（ファシリテーター） 例えば素人考えでは、今日伺ったところだと、罰則はきっちり適用します、ただし、gBizINFOに要旨だけ載せてくださいということであれば、簡単だし、安い。これはできますねというものを用意した上で、罰則を適用しませんでしたらやりやすそうな気もするのですけれども、そういった、簡易に公開する手段もある中でどうしていくかという議論はされていないのですか。

○渡辺参事官 gBizINFOとの関係につきましては、今回、改めて整理させていただいたところでありまして、先ほども申し上げましたとおり、電磁的方法による開示または電子公告につきましては、御利用いただくことができるということになっております。

あと、決算公告の項目につきましては、会社法は基本的に全文を公告するという規定になっているところがございますので、そういったところを法的にどう手当てするのかというところが課題になってくるかと思っております。

○庄司教授（ファシリテーター） そこは、法務省が検討すればいいという話になるのですか。経産省、法務省ですか。

○吉田室長 我々は、会社法を所管しておりません。

○庄司教授（ファシリテーター） 法務省ということになりますということが明らかになってきたということですか。

○渡辺参事官 ただいまの点は、仮にこういった改正をするということになりますと、御承知のとおり、会社法は全ての会社に適用される法律ですので、様々な経済団体との調整なども全て必要になってくるかと思えますし、会社法改正の議論をしたときに、決算公告そのものが果たして有意義なものとして維持できるかどうかというところも含めた問題提起になってしまうのかなというところも懸念しているところがございます。いずれにしても、いろいろな課題はいただいたと思っております。

○庄司教授（ファシリテーター） これは、ベース・レジストリという観点でデジタル庁が議論を引き取って、一旦全体最適を考えていただいて、必要があれば法務省にも議論に加わっていただくために、まず、データの整備の観点から議論を詰めてしまっというほうが具体性が出てきていいかもなという気もしたのです。

平本さんの議論に続けて、僕にはこのようにみえたのですけれども、いかがですか。

○平本政府CIO上席補佐官 ベース・レジストリの議論としては、世界の動向を見ても、恐らくこういうものが必要だと思いますし、それ以前に、今ありましたように、法的な議論が整理されないことには、幾らベース・レジストリといっても、法的に整理できていないものは進められないので、これは法務省できちんと早急に方針を出していただきたいなど。

○庄司教授（ファシリテーター） でも、さっき経済団体から何か声が出てこないみたいなこともおっしゃっていたので、先に機運というか、議論を固めてくれということかなと思ったのです。

○平本政府CIO上席補佐官 そうですね。だから、そういう観点からいうと、ベース・レジストリで例えば法人の3情報だけではなくて、事業者の話とかいろいろとやっているラインナップの中で、多分、この部分がおのずとクローズアップされてくると思うのです。そこで議論をしていくのかなと思いますので、先ほどの話で、議論するのがなかなか難しいというお答えだったのですけれども、難しいということはできるということですので、そういう意味では前向きに捉えて議論を進めていくということかなと思っております。

○庄司教授（ファシリテーター） そうですね。条件を整えば、議論ができるけれども、まだ今ここからすぐにといい感じではないということだと思うので、私は、お膳立てを外でするのがいいのかなという気がいたしました。

CIO。

○三輪政府CIO なるべく短く一言だけ。

今の法務省の話も全部聞いて、結局、こういう情報をそういう小さい企業が出すというのに対して、何か大義名分がないと、その法律の後ろの、それは社会のために必要なのだというところを法務省なり誰かが説明できないと。

罰則をためらうのは、例えばこれがひどい犯罪だったら、すぐに罰則がいくと思うのですけれども、それにいかないのは、何かもう一つ後ろでこれを出してもらわないと困るのだということがなく、出してもらうと便利な人がいるのですけれどもねという程度だから、なかなか弱いのではないかと思う。

だから、法律の後ろを議論しないと、なぜこれを法律で要求してまで出さないといけないうのかというところを今、誰かきれいに説明できますか。そのところの議論が要るような気がしました。

根が割かし深いから、簡単にこうしたらもっと出るようになりますねというのは、そう簡単ではないという気がしました。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。

○渡辺参事官 先ほど法務省で検討というお話もあったかと思うのですが、例えば法務省で検討するということになりますと、会社法として決算公告をどのように考えるかという観点から検討することになります。

今、ここでいろいろと御議論いただいている内容は、企業の情報をどのように合理的に活用していこうかといったところが中心だったと理解しているところです。他方で、会社法の中の議論で申しますと、先ほど申し上げたとおり、広く、多数の人が利害関係者になり得る会社を運営していくに当たっては、情報開示をしたほうがいいのではないかという観点からの決算公告であり、決算公告の現状の履行率が高くなっていないというところは、そのような形で情報を開示しなくてもうまく取引が回ってしまっているという現状があるのだらうと思われるところで、法務省で議論を進めていくことになると、決算公告の意義も含めた議論になってしまうのかなというところは懸念するところでございます。

○庄司教授（ファシリテーター） 今、法律では罰則つきでやらなければいけませんとなっているということであれば、法律をいじる必要はないのかもしれないですね。なぜそれを執行しないのですかということですね。説明でおっしゃっていたのは、法人格という特殊な資格を得たからには、こういうことを公開しなければいけませんねという建前が今、実態とかけ離れてしまっているということがあるということですね。そこをどうしていくかというところは議論しなければいけないけれども、法律を改正するという話ではないような気がしました。そういうことですね。

○三輪政府CIO どうやって自信を持つかですね。

○渡辺参事官 例えば、先ほど決算公告の項目のお話もあったかと思うのですが、電磁的方法による開示をする場合も一部の項目だけでもいいとする場合には、法律の改正は必要になります。そういったところの議論をし始めるとしたら、先ほどのような懸念は必ず出てくるのかなというところがありますので、法律を改正しないでどのような形でできるのかというところは、今後詰めていく必要があるのかなと思っております。

○庄司教授（ファシリテーター） ユーザベースの伊澤さん。

○伊澤様 民間の立場からお話しさせていただくと、今の状態ですと、情報がない中で取引が回っているという感覚は正直なくて、むしろ本当は知りたい情報が知れないので、本来、スクリーニングできる企業はスクリーニングできずに、しらみ潰しで当たって営業に

行かなければいけないとか、取引をしようとするときに、それこそ財務情報がなかなか分からない中で判断しなければいけないというところで、そこはリスクを見た上で、やはりやめましょうかといったところで間違いなく機会損失は発生しているという感覚があります。ですので、今の時点でうまく回っていますというのは、正直、違和感があるところではあります。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。拍手が起こっておりました。

ありがとうございます。すみません。45分と言いながら、48分まで引っ張ってしまいました。

議論は尽きないところでございますけれども、時間の関係もございまして、これにてディスカッションを終えたいと思います。活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

以上で、本日のラウンドテーブルを終了とさせていただきますが、私から総括、講評をさせていただきたいと思いますというのは、予定としては一応あるのですが、ほとんどありません。ある程度議論の構造は見えてきたかなという気はいたしました。

最初のほうで川島さんがやり続けてくださいということをおっしゃっていましたが、今、本当に大きく制度をデジタル化に振るには非常にいい時期だと思いますので、この際、皆様に御協力いただいて、今までだったらちょっと大変だったのだらうなと思ったこともぜひ土俵に乗せて議論していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、CIOからは何かありますか。

○三輪政府CIO いいえ。結構でございます。

○庄司教授（ファシリテーター） では、最後に、事務局からお願いいたします。

○門下参事官補佐 本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

今回は、試行という形でディスカッションベースとさせていただきました関係上、特に結論等といったところは控えさせていただいておりますけれども、議論いただいた内容での論点を踏まえて、もう一度同じようなメンバーでやるべきなのか、また関係者を変えてやるべきなのかといったところは、経産省を含めてもう一度整理させていただいてお声がけさせていただければと思っておりますので、その点だけお伝えさせていただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○庄司教授（ファシリテーター） ありがとうございます。以上ですね。

以上